

(件名)

地域公共交通網形成計画の策定について

1 要旨

平成 26 年 11 月 20 日に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」に基づいて、まちづくりと連携し、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための「湖西市地域公共交通網形成計画」を策定する。

2 経緯

【国の制度の変遷】

- ▶ 「交通政策基本法」(H25.12.4 公布・施行)により、地方公共団体が中心となりまちづくりの観点からの交通施策の促進が示された。
- ▶ 「地域公共交通活性化再生法」の改正(H26.5 月公布・H26.11 月施行)により、本格的な人口減少社会における地域社会の活力の維持・向上を目標として、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的な公共交通ネットワークを再構築が求められることになった。
- ▶ 法改正により、これまでの「地域公共交通総合連携計画」(以下「連携計画」という。)に代わり、「地域公共交通網形成計画」(以下「形成計画」という。)の策定が求められることになった。

【本市の取組状況】

H24.3 月「湖西市地域公共交通基本計画」(計画年度 平成 24 年度～平成 28 年度)
市の公共交通に関するマスタープラン策定

H26.3 月「湖西市地域公共交通総合連携計画」(計画年度 平成 26 年度～平成 28 年度)
市の公共交通の具体的な施策の計画を推進

「形成計画」とは

地域が目指すべき将来像とともに、その中で公共交通が果たすべき役割を明確化した上で、公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性を定めたもの

☆ 連携計画と形成計画の違い(連携計画に追加する事項)

1. コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
2. 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

3 形成計画の主な記載事項

(1) 基本方針

- ① まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- ② 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成

- ③ 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
 - ④ 住民の協力を含む関係者の連携
 - ⑤ 区域：広域性の確保
 - ⑥ 具体的で可能な限り数値化した目標設定
- (2) 計画区域・目標
 - (3) 事業・実施主体・実施時期
 - (4) 達成状況評価・計画期間 等

4 計画策定に向けたスケジュール予定

- <平成27年度> ・形成計画策定に向けた施策検討
- ・計画案の作成着手

- <平成28年度> ・法定協議会の設置（湖西市地域公共交通協議会をベースに設置）
- ・形成計画案の作成、パブリックコメント等の実施
- ・形成計画策定